

事業名	高齢者向け優良賃貸住宅供給促進費	調査番号	97
細事業名	高齢者向け優良賃貸住宅家賃対策事業費	財務コード	612301
担当部課室	県土整備 部 住宅対策 室 県営住宅管理 担当 (内線)		7618

事業の概要

実施期間	始期 H15 年度 ~ 終期 H38 年度
実施主体	補助(認定事業者)
目的	だれ(何)を対象に 賃貸住宅への入居希望高齢者(60歳以上で月額所得が21万4千円以下の者) その対象をどのような状態にして 所得に応じた家賃を減額した良好な賃貸住宅が供給されている 結果、何に結びつけるのか 高齢者の居住の安定
内容	所得に応じて家賃(=入居者負担額)を減額した高齢者向け優良賃貸住宅を供給する認定事業者に対する補助 補助先:認定事業者 補助率:100%(県補助額の1/2に対し国補有) 補助対象経費:家賃減額分 交付期間:10年間を限度とする。 (ただし、管理開始後10年を経過した時点で入居中の者についてのみ、その者が退去するまでの間(管理開始後20年以内)) 高齢者の居住の安定確保に関する法律、山梨県高齢者向け優良賃貸住宅家賃対策補助金交付要綱

事業の目標、実施状況等(事業実績及び成果の達成状況)

区分	指標	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
活動指標	補助金の助成対象となっている住戸の管理戸数(目的外使用の戸数を除く)	目標	74	76	76	73	52	49	49
		実績(見込)	74	76	76	73	52	49	
		達成率	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0		
		達成区分	b	b	b	b	b		
成果指標	入居率(管理戸数に占める補助戸数)	目標	60.0	61.0	61.0	59.0	42.0	45.0	45.0
		実績(見込)	61.0	59.0	59.0	51.0	48.0	49.0	
		達成率	101.7	96.7	96.7	86.4	114.3		
		達成区分	b	b	b	b	b		
決算(予算) 単位:千円		14,380	13,812	12,374	11,914	11,793	12,364	11,070	

事業の評価(平成27年度の業績評価)

活動指標	b	評価	本事業は、国の法令等に基づいた制度であり、賃貸住宅への入居を希望する高齢者に、所得に応じて家賃を減額した、居住環境が良好な賃貸住宅が過不足なく供給されているため、意図した成果はほぼ上げている。
成果指標	b		

・「活動指標、成果指標の達成率」から事業の活動量、成果に係る一次評価の考え方を記載すること。
・指標がない場合や指標を補足する必要がある場合には、指標によらない成果を用いて記載すること。

見直しの必要性(平成29年度に向けた改善等の考え方)

県関与の必要性	判定	<input checked="" type="checkbox"/> 必要性が高い <input type="checkbox"/> 必要性がある程度認められる <input type="checkbox"/> 必要性が低い
	説明	<input checked="" type="checkbox"/> 社会経済環境の変化により、当該事務事業が解決すべき課題が増えている、増えることが予想される <input type="checkbox"/> 事業の拡大や充実を求める意見・要望が増えている <input type="checkbox"/> 法令等により、県が実施することが義務づけられている <input type="checkbox"/> 県が実施しないと、県民生活に深刻な影響が生じる <input type="checkbox"/> 民間が実施した場合、現在のサービス水準を維持することが、収益性や技術面で困難である。 <input type="checkbox"/> その他()
有効性(成果向上)	判定	<input type="checkbox"/> 大幅な成果向上が可能 <input type="checkbox"/> 成果向上が可能 <input checked="" type="checkbox"/> 成果向上は余り望めない
	説明	平成25年度に補助の延長を決定し、管理開始後10年間の間に入居した者のみ管理開始後20年まで補助を延長することとしたが、平成28年度5月より全ての団地が延長期間となり、新規の対象者がいなくなる。
見直しの余地	判定	<input type="checkbox"/> 見直す余地がある <input type="checkbox"/> 見直す余地がある程度ある <input checked="" type="checkbox"/> 見直す余地がない
	説明	<input type="checkbox"/> 民間委託や指定管理者制度の活用など事業手法の見直しの余地がある <input type="checkbox"/> 業務の進め方や手続き(業務プロセス)を簡略化・簡素化する余地がある <input type="checkbox"/> サービスの対象、水準、内容を見直す余地がある <input type="checkbox"/> 実施体制(事業間・組織間の連携や事務分担など)を見直す余地がある <input type="checkbox"/> 投入したコストに見合った効果が現れておらず、効果向上やコスト削減を検討する余地がある <input checked="" type="checkbox"/> その他(国の法令に基づいた制度であるため、見直しの余地がない)
その他	説明	平成25年度に補助の延長を決定し、管理開始後10年間の間に入居した者のみ管理開始後20年まで補助を延長することとしたところである。
見直しの必要性	無	

見直しの方向(平成29年度当初予算等での対応状況)

現行どおり	説明	
-------	----	--

・見直しの方向は、「廃止」「一部廃止」「終期設定」「休止」「他事業と統合」「縮小」「拡大」「実施方法等の変更」「改善済み」の中から選択し、見直しの必要性を踏まえ、具体的な実施計画等を分かりやすく記載すること。見直しがない場合は「現行どおり」と記載し、必要に応じてその理由を記載すること。